

第4期中期目標期間中における 横浜市公立大学法人評価委員会で行う評価について

1 横浜市公立大学法人評価委員会が行う業務実績評価

地方独立行政法人法（以下「地独法」）の規定により、法人は、設立団体の長が置く評価委員会に対し、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を提出し、以下の3点の業務実績評価を受けることとされています。

(1) 年度評価（毎年度実施）【地独法 §78の2-1-1】

各年度計画における達成状況の確認等により業務の実績について評価を行います。

(2) みなし評価（8年度までの業務を9年度に評価を実施）【地独法 §78の2-1-2】

中期目標の期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に係る評価（みなし評価）を行います。

(3) 総合評価（第3期→5年度、第4期→11年度に評価を実施）【地独法 §78の2-1-3】

中期目標期間における業務の実績を評価します。

※ なお、上記評価結果は、市長が9月市会常任委員会にて報告します。

《第4期 中期目標期間中の作業の日程（暫定案）》

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年度計画	4年度業務実績評価 5年度計画	業務実績報告 ↓ 評価 6年度計画	業務実績報告 ↓ 評価 7年度計画	業務実績報告 ↓ 評価 8年度計画	業務実績報告 ↓ 評価 9年度計画	業務実績報告 ↓ 評価 10年度計画	業務実績報告 ↓ 評価
中期目標・中期計画	進捗状況の確認 第3期総合評価				みなし評価 意見 ↑ 第5期中期目標・中期計画策定方針・骨子検討	意見 ↑ 第5期中期目標・中期計画中間案・最終案	総合評価
認証評価機関					評価の実施		
終了時の検討						意見 ↑ 終了時の検討	

2 公立大学法人の年度計画及び年度評価の廃止（令和5年地方分権一括法対応）

地方公共団体からの地方分権提案により、国立大学法人同様（令和4年から廃止）、中期目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標を追加した上で、年度計画及び年度評価が廃止される予定です。経過措置内容もふまえ、横浜市立大学の業績の評価方法は、今後検討していきます。【別紙参照】